

事 務 連 絡
令和3年10月5日

関 係 各 位

建設局技術管理課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の終了後における
工事及び業務の対応について

日頃から、技術管理行政の推進にご理解・ご協力を賜り、お礼申し上げます。本市における新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年8月6日付け事務連絡）等により、適切に対応いただいているところです。

このたび、令和3年9月28日に、同年9月30日をもって緊急事態宣言を終了することとなり、令和3年9月30日付けで国土交通省不動産・建設経済局建設業課長より「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等の終了後における工事及び業務の対応について」（事務連絡）が通知されました。

つきましては、施工中の工事及び業務について、上記通知の趣旨を踏まえ、下記のとおり引き続き適切な対応をお願いします。

記

1 工事及び業務における感染拡大防止対策について

工事及び業務を継続又は再開する場合には、「工事現場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト（R3.1月版）」を活用するなど、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう引き続き取り組むこと。

元請企業のみならず、下請企業等（警備業者等の建設業者以外の企業を含む。以下同じ。）においても、感染拡大防止対策が徹底されるよう、取り組むこと。

また、取組にあたっては、業種や施設の種別ごとに作成されたガイドラインを参考に、自主的な感染防止に取り組むこと。

2 施工中の工事及び業務の一時中止措置等の対応について

受注者から一時中止等の申出があった場合には、受発注者間で協議を行った

上で、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、一時中止等、請負代金額若しくは業務委託料等の変更又は設計図書等の変更を適切に行うこと。

また、受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行うこと。そのうえで、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額若しくは業務委託料等の変更や工期又は履行期間の延長を行うこと。

元請企業が行う感染拡大防止対策に係る費用のみならず、下請企業等が行う同費用についても、受発注者間で協議を行い、必要と認められる場合には、設計変更の対象となることを念頭に対応すること。

3 工事現場等で新型コロナウイルス感染者が発生した際の対応等

工事現場や所属する会社内で新型コロナウイルス感染者が発生した際には、保健所の指導に従うとともに感染者、濃厚接触者を把握し、受発注者間で情報を共有すること。ただし、感染者や濃厚接触者の個人情報に留意すること。また、感染していないが、保健所から濃厚接触者として特定された場合についても同様とする。

また、工事及び業務の継続については、保健所の指導に従うとともに、受発注者間で協議すること。

主任技術者、監理技術者などの技術者及び現場代理人が感染又は濃厚接触者として特定された場合には、受発注者間で協議の上で、工事を継続する際には適切な施工ができる体制を確保すること。

【問い合わせ先】

建設局 技術管理課 技術管理係

TEL : 048-829-1515 (内 3594) FAX : 048-829-1988

E-mail: gijyutsu-kanrika@city.saitama.lg.jp